

日本発達支援学会 広報委員会規程

2020年2月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、「日本発達支援学会会則」第9条に基づき、広報委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、広報委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、委員若干名により構成する。

- 2 委員長、委員は、理事会が選出、承認し、理事長が委嘱する。
- 3 委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。
- 4 委員の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。

- 2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。
- 3 委員長は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、広報に関する次の事項を審議し、処理する。（1）日本発達支援学会の活動についての広報（2）年次大会についての広報（3）その他、必要な事業に関すること。

(委員会の開催と運営)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

- 2 委員会の開催および委員会の運営は、電子メールを利用して行うことができる。実際の会議を開催する場合は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員会の審議は、委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会で承認を得るものとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から実施する。